

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員（農業技術員）採用試験募集案内

◆鳥取県病害虫防除所◆

〒680-1142 鳥取市橋本260番地（鳥取県農業試験場建物内）
 電話(0857)53-1345 <http://www.jppn.ne.jp/tottori/>
[\(https://www.pref.tottori.lg.jp/boujosyo/\)](https://www.pref.tottori.lg.jp/boujosyo/)

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	随時募集しています ◎持参又は郵送どちらでも申込みができます。 ◎持参による場合の受付時間 午前9時～午後5時 （土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	人物試験・専門試験を随時実施します。 ◎試験日時は、受験者と調整して実施します。
試験会場	鳥取県病害虫防除所 （鳥取市橋本260番地 農業試験場建物内）
合格者発表日	試験後3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に通知します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
農業技術員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の発生予察に関わる事務補助 （各種資料作成時のデータ入力作業、文書発送業務、電話受付業務等） ・害虫予察灯及び各種トラップの回収・交換と害虫選別作業 ・ほ場における病害虫調査の筆記 ・県発生予察におけるほ場管理補助 （炎天下での屋外作業があります。） 	病害虫防除所

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
普通自動車運転免許（AT限定可）を有すること
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務 等）には就くことができません。

4 求める人材

職 種	求める技能、知識等
農業技術員	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンでのデータ入力や文書作成ができる人。 ・植物病原菌、昆虫、農薬及び実験用農薬に対する強いアレルギーがない人。

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
人物試験	100点	個別面接による人物についての口述試験（約10分）
専門試験	100点	職務内容についての実技試験（約20分）

6 任用期間

採用日～令和7年3月31日（予定）

※採用日は調整の上、決定します。

7 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 8,130円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で、6月1日・12月1日（基準日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月（6月期：1.08月分、12月期：1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和6年7月1日採用の場合の割合 期末手当：12月期：80分の100 勤勉手当：90分の100） ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。 ※自家用車で通勤される場合は、月額1,000円の駐車場使用料が必要です。</p>
福 利	<p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>1か月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。</p>
任 用 の 期 間	<p>任用期間満了後、更新の任用はありません。</p>

8 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。
申込先	鳥取県病害虫防除所 〒680-1142 鳥取市橋本260番地（農業試験場建物内） 電話(0857) 53-1345 http://www.jpjn.ne.jp/tottori/ (https://www.pref.tottori.lg.jp/boujosyo/)
受験票の交付	受験票は交付しません。 ※試験当日には運転免許証など写真付きの身分証明証を必ず持参してください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 パソコン能力、農作業経験、県での勤務経験、職歴の欄には、該当する番号及び項目を○で囲んでください。
- 3 連絡先は、試験結果を通知しますので、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合は、その番号も記入してください。
- 4 「最終学歴」欄には、最終学歴だけを記入してください。

9 合格者の決定方法

- (1) 人物試験及び専門試験の得点を合計した得点で決定します。
- (2) ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

10 合格者の発表

受験者に合否を文書で通知します。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により**受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	鳥取県病害虫防除所

12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください（遅刻者は受験できません）。
- (2) 受験の際は、**運転免許証など写真付きの身分証明証**を持参してください。

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

鳥取県病虫害防除所案内図

